平成 28 年度（2016 年度）

金沢大学大学院法務研究科

入学試験問題

公　　法

C 日程入試

（注意）
１．問題冊子（表紙を含む）は５枚です。
２．問題冊子は指示があるまで開かないで下さい。
３．問題冊子と下書き用紙は持ち帰って下さい。
４．解答は、鉛筆、シャープペンシル、ペン、ボールペンのいずれで記入しても構いません。
５．問題１と問題２の解答は、別々の解答用紙に記入してください。

平成 28 年度（2016 年度）金沢大学大学院法務研究科入学試験問題

試験科目	公　　法

※　問題１と問題２の解答は、それぞれ別の解答用紙を用いること。

問題１　次の文章は、いわゆる東大ポポロ事件にかんする最高裁判所判決からの抜粋である。これを読んで、あとの【問１】【問２】に答えなさい。

「大学の施設と学生は、これらの自由と自治の効果として、施設が大学当局によつて自治的に管理され、学生も学問の自由と施設の利用を認められるのである。もとより、憲法２３条の学問の自由は、学生も一般の国民と同じように享有する。しかし、大学の学生としてそれ以上に学問の自由を享有し、また大学当局の自治的管理による施設を利用できるのは、大学の本質に基づき、大学の教授その他の研究者の有する特別な学問の自由と自治の効果としてである。

大学における学生の集会も、右の範囲において自由と自治を認められるものであつて、大学の公認した学内団体であるとか、大学の許可した学内集会であるとかいうことのみによつて、特別な自由と自治を享有するものではない。学生の集会が真に学問的な研究またはその結果の発表のためのものでなく、実社会の政治的社会的活動に当る行為をする場合には､大学の有する特別の学問の自由と自治は享有しないといわなければならない｡また、その集会が学生のみのものでなく、とくに一般の公衆の入場を許す場合には、むしろ公開の集会と見なされるべきであり、すくなくともこれに準じるものというべきである｡」
（最大判昭和３８年５月２２日・刑集１７巻４号３７０頁）

【問１】
大学の自治とは何か、何のために保障されるものか、説明しなさい。

【問２】
本件は、東京大学構内で行われた「東大劇団ポポロ」演劇発表会の場において、入場券を買って私服で入場していた警察官を学生が発見し、暴行を加えた罪で起訴されたものであるが、それまで警察は１年半余りにわたり、連日のように構内に立ち入り、張込み・尾行・盗聴等により、学生・教職員・学内団体の調査・情報収集を行っていたことが判明している。

これらの事実をもとに、最高裁は具体的に本件についてどのような判断をしたのかを簡潔に説明し、これについて論評しなさい。

問題２　つぎの事例を読んで、あとの【問い】に答えなさい。

ＡはＹ県に所在する建物（本件営業所）においてぱちんこ屋を営業しようとし、Ｙ県公安委員会に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「法」）３条１項の許可の申請をした。Ｙ県公安委員会は、本件営業所の所在地が、Ｙ県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（以下「Ｙ県条例」）にいう第２種地域に当たることを前提に、所定の許可基準に適合していると認めて、これを許可する処分をした（本件許可処分）。

Ｘ１は本件営業所の所在地から７０メートル以内の距離にある建物において、診療所（本件診療所）を営む者である。Ｘ１は、本件診療所はＹ県条例にいう「有床診療所」（医療法１条の５第２項にいう診療所のうち患者を入院させるための施設を有する診療所）に該当するから、本件許可処分は違法であると主張して、本件許可処分の取消しを求める訴えを提起した。

また、Ｘ２は本件営業所の所在地から５０メートルの距離にあり、都市計画法上の第１種低層住居専用地域に所在する住居に居住する者である。Ｘ２は、本件営業所はその敷地の一部が第１種低層住居専用地域にあるから、本件許可処分は違法であると主張して、本件許可処分の取消しを求める訴えを提起した。

【問い】

Ｘ１およびＸ２が本件許可処分の取消しを求める原告適格を有するかどうか、論じなさい。

〔資料〕

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年７月１０日法律第１２２号）

（目的）

第１条　この法律は、善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため、風俗営業及び性風俗関連特殊営業等について、営業時間、営業区域等を制限し、及び年少者をこれらの営業所に立ち入らせること等を規制するとともに、風俗営業の健全化に資するため、その業務の適正化を促進する等の措置を講ずることを目的とする。

（用語の意義）

第２条　この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。

一～六　（略）

七　まあじやん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業

八　（略）

２　この法律において「風俗営業者」とは、次条第１項の許可……を受けて風俗営業を営む者をいう。

３～１１　（略）

（営業の許可）

第３条　風俗営業を営もうとする者は、風俗営業の種別（……）に応じて、営業所ごとに、当該営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の許可を受けなければならない。

２　公安委員会は、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、前項の許可に条件を付し、及びこれを変更することができる。

（許可の基準）

第４条　公安委員会は、前条第１項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。（以下略）

２　公安委員会は、前条第１項の許可の申請に係る営業所につき次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、許可をしてはならない。

一　（略）

二　営業所が、良好な風俗環境を保全するため特にその設置を制限する必要があるものとして政令で定める基準に従い都道府県の条例で定める地域内にあるとき。

三　（略）

３～４　（略）

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和５９年１１月７日政令第３１９号）

（風俗営業の許可に係る営業制限地域の指定に関する条例の基準）

第６条　法第４条第２項第２号の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一　風俗営業の営業所の設置を制限する地域（以下「制限地域」という。）の指定は、次に掲げる地域内の地域について行うこと。

イ　住居が多数集合しており、住居以外の用途に供される土地が少ない地域（以下「住居集合地域」という。）

ロ　その他の地域のうち、学校その他の施設で学生等のその利用者の構成その他のその特性にかんがみ特にその周辺における良好な風俗環境を保全する必要がある施設として都道府県の条例で定めるものの周辺の地域

二　前号ロに掲げる地域内の地域につき制限地域の指定を行う場合には、当該施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲おおむね１００メートルの区域を限度とし、その区域内の地域につき指定を行うこと。

三　前２号の規定による制限地域の指定は、風俗営業の種類及び営業の態様、地域の特性、第１号ロに規定する施設の特性、既設の風俗営業の営業所の数その他の事情に応じて、良好な風俗環境を保全するため必要な最小限度のものであること。

○ Ｙ県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　第１種地域　都市計画法第８条第１項第１号に規定する第１種低層住居専用地域、第２種低層住居専用地域、第１種中高層住居専用地域、第２種中高層住居専用地域、第１種住居地域、第２種住居地域及び準住居地域（道路法第３条に規定する一般国道又は同法第５６条の規定により国土交通大臣の指定する主要な県道若しくは市道の側端から３０メートル以内の第１種住居地域、第２種住居地域及び準住居地域であって、良好な風俗環境を保全するために特に支障がないと認めて公安委員会規則で定めるものを除く。）をいう。

（２）　第２種地域　第１種地域、第３種地域及び第４種地域を除く県内全域をいう。

（３）～（４）　（略）

（風俗営業の営業所の設置を制限する地域）

第３条　法第４条第２項第２号の規定による条例で定める地域は、次のとおりとする。

（１）　第１種地域

（２）　別表第２の左欄に掲げる施設ごとに、同表の右欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同欄に定める地域

２～３　（略）

別表第２（第３条関係）

施設	地域		
	第２種地域に営業所を設置する場合	……	……
学校、図書館又は保育所	施設の敷地からキャバレー等及びぱちんこ屋等の営業所にあつては１００メートル以内の地域、その他の風俗営業の営業所にあつては７０メートル以内の地域	……	……
病院又は有床診療所	施設の敷地からキャバレー等及びぱちんこ屋等の営業所にあつては７０メートル以内の地域、その他の風俗営業の営業所にあつては５０メートル以内の地域	……	……